

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び60年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和60年4月

申立期間①は、国民年金保険料を納付し、その領収書もあるのに、還付されたことになっているが、受け取っていないので未納となっていることに納得できない。

申立期間②は、昭和60年4月に国民年金被保険者の資格を喪失したことは覚えているが、国民年金保険料を納付し、集金カードにも領収印があるのに、還付された記録は無く、納付した記録も無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和52年10月29日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得し、53年1月23日に同資格を喪失しており、申立期間の保険料は、同年6月20日付けで還付決定されている。しかし、理由は不明であるが、同資格喪失の記録は、54年5月に二重線で取り消されていることから、この時点から申立期間が未納と記録されたと考えられる。

しかしながら、申立人は当該資格喪失に係る届出を行った記憶は無いほかに、申立期間の保険料が昭和53年3月に収納されたことが確認できる国民年金領収証書を申立人は所持している上、申立期間を含む52年10月から60年3月までの国民年金保険料を定期的に納付したことが、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳において確認できることから、53年1月23日の時点で、申立人に資格喪失する意思があったとは考え難く、その後、社会保険事務所(当時)により資格の喪失が取り消されていることについては、行政側の記録管理に何

らかの不備があったことがうかがえる。

このことから、当該期間について、事実と異なる資格喪失手続により未加入期間となり還付手続が行われたこと等が認められるが、本来は国民年金の任意加入被保険者となる期間であったと考えられ、納付された事実があることから、申立期間の保険料が納付されたものとするのが妥当である。

申立期間②については、申立人が所持する国民年金保険料集金カード及び家計簿から、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できるところ、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳では昭和60年4月19日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。このことは、申立人が資格喪失届を提出したことを記憶していることから、資格喪失は適正に処理されたことがうかがえる。

一方、当該期間の国民年金保険料について、申立人は、集金人の求めに応じて納付したとしており、国民年金保険料集金カードに受領印が押されていることから、当該期間の保険料を納付していることが確認できる。

また、上記処理により当該期間は未加入期間であり、当該期間の保険料は、通常還付処理されるべきであるが、これが還付された事実は確認できない。

このことから、申立人が、当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、当該期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年7月まで
昭和50年12月2日に、父親がA銀行B支店で、申立期間を含めて私の国民年金保険料の未納分を一括で納付した。その時の領収証書もあるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している「納付書・領収証書」を見ると、申立期間を含む昭和44年2月から49年3月までの国民年金保険料が50年12月2日にA銀行B支店で納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父親は、当時実施されていた第2回特例納付により納付することが可能であった48年3月までの保険料及び未納分の保険料について納付する意思を有していたことは明らかである。

また、上記「納付書・領収証書」に記載された金額は、昭和44年2月から49年3月までの国民年金保険料を特例納付及び過年度納付した場合の金額と符合しない上、本来、「特例納付分」と「未納（一般）分」について、別々の納付書を作成すべきところ、一枚の納付書が作成されていることなどから、行政側の事務処理が適切に行われなかったことがうかがえる。

さらに、上記「納付書・領収証書」により保険料が納付された昭和50年12月2日の時点においては、48年4月から同年9月までの期間の保険料は、制度上、時効のため納付することができないが、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では同年8月及び同年9月の保険料が納付済みとなっているほか、C町の被保険者名簿の納付検認記録では、これらの期間に加え同年7月の保険料についても納付済みとなっており、上述の事情を踏まえると、申立期間である同年4月から同年7月までの保険料についても納付されたものと考えても

不自然ではない。

加えて、申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、すべての期間の国民年金保険料を納付している上、申立期間における申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間を含め、国民年金の制度発足の昭和36年4月から保険料をすべて納付しており、その保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 819

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

A社における平成15年下期分の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与計算書及びA社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 25 日

平成元年からA社において正社員として勤務している。ねんきん定期便で厚生年金保険料が賞与から引かれている期間が空白になっていた。当時の賞与明細書により保険料が控除されていることが明確であるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与計算書及びA社から提出された申立期間に係る賞与計算書から、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、資格取得日が平成2年9月30日、資格喪失日が7年4月30日とされ、当該期間のうち、2年9月30日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年9月30日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

A社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成2年10月1日になっているが、事実は同年9月30日であり、会社内部での工場間の異動であるため、被保険者期間に空白があるとは考えられず、また、申立期間の給与明細書にも厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、当該事業所から、事務処理誤りを理由として、平成2年10月1日から同年9月30日への資格取得日の訂正届が8年1月24日にC社会保険事務所(当時)に提出され、これに基づき同社会保険事務所において訂正処理が行われた後の申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期

間にはならないとされている。

しかし、雇用保険の記録、申立人が所持する給与明細書及び申立人に係るD健康保険組合の被保険者情報（電算記録）等から、申立人がA社に継続して勤務し（平成2年9月30日、A社E工場から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場から平成8年1月24日にC社会保険事務所に提出された資格取得日の訂正届に記載されている標準報酬月額から53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の事務処理の誤りを認めていることから、事業主が当初、平成2年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から平成11年7月まで

申立期間は、厚生年金保険適用事業所に勤めていなかったため国民年金に加入した。当時、住んでいたA県のB市役所で加入手続きを行い、保険料を納付したので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付したはずであると主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料に関し、納付金額や納付場所に関する記憶が曖昧なため、納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成11年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより同年8月30日に払い出され、21年4月21日に、その基礎年金番号に、6年12月1日から7年1月31日までの期間に係る厚生年金保険記号番号が統合されていることが確認できるものの、ほかに申立人に対して基礎年金番号が払い出されていたことが確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間の加入記録は無く、その記録はB市が保管する国民年金被保険者記録と一致する上、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間、61年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 昭和61年11月及び同年12月

申立期間①については、アルバイトで貯めたお金を一括して母親に託して納付したので、未納となっていることに納得がいかない。

申立期間②については、前勤務先を退職し、公共職業安定所において求職に関する説明を受けた時に、「あなた方の被保険者資格は、厚生年金保険加入者から国民年金加入者に替わった。納付忘れの無いように。」との話があり、間違いなく保険料を納付していたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母親が一括して国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿の納付記録によると、当該申立期間については保険料を納付したことを示す記録が確認できず、当該申立期間直後の昭和58年4月から59年11月までの保険料は、平成4年7月6日に追納されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致する上、オンライン記録により、保険料が追納された上記期間について、当初申請免除を受けていたことが確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号が58年4月20日に払い出されていることが確認できることから、手帳記号番号の払出時点では、当該申立期間については、制度上、免除申請を行うことはできず、保険料を追納できなかったと考えるのが自然である。

申立期間②については、オンライン記録から、申立人が昭和61年11月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、62年1月1日に同資格を再取得していることが確認でき、この間に国民年金の加入手続及び保険料納付が行わ

れた形跡は見当たらず、A市の国民年金被保険者名簿を見ても当該期間の被保険者資格の記録が無いことから、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

申立期間は、会社を退職後、帰郷して定職に就いておらず、アルバイトをしていた時期で、生前、母から私の国民年金の加入手続をしたと聞いた記憶がある。今一度、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年5月12日に払い出され、45年1月にさかのぼって被保険者資格が取得されており、A市の国民年金被保険者名簿の納付記録を確認しても、申立期間については保険料を納付したことを示す記録が確認できない上、申立期間直後の46年4月からは免除申請されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間の保険料が納付されていたとは推認し難い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、その手続をしたとする申立人の母親は、既に死亡しており、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 940

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月から52年12月まで

申立期間は、国民年金保険料を納めていたもので、未加入とされていることに納得できない。

私は、昭和51年6月10日から52年6月30日まで、A事業所において臨時で勤務していたが、給料からB年金の保険料は控除されていなかったため、国民年金保険料を納めていたはずである。また、申立期間のうち、51年6月から52年3月までの国民年金保険料が還付されたことになっているが、還付された覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳を見ると、申立人の国民年金任意加入被保険者資格について、「昭和51年6月10日喪失、53年1月25日取得」と記載されていることが確認でき、この記録は、C町の国民年金被保険者台帳の記録と一致することから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和51年6月から52年3月までの国民年金保険料について、還付された覚えは無いと主張しているが、国民年金被保険者台帳には、「還付51. 6～52. 3まで14,000円、52. 4. 30、キャンプ決定」と記載され、C町の国民年金被保険者台帳には、51年6月から52年3月までの検認記録欄に、カタカナで「キャンプ」と記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和52年度の「国民年金保険料納付記録（領収書）」を所持しているが、52年4月から同年12月までの欄には斜線が引かれており、

領収印が無いことが確認できる。

加えて、申立人が所持している申立人世帯の「諸徴収金通知及領収書」の保険料額記載欄にも、申立期間のうち、還付期間に該当する国民年金保険料額の記載が認められるものの、当該還付期間を除く申立期間については、当時、申立人と同居していた義父母のみの国民年金保険料額の記載が認められ、記載内容に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す他の関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月から 10 年 5 月まで
平成 8 年 4 月から A 社が経営する「B 事業所」で正社員として勤務した。
厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、平成 8 年 7 月 21 日から 10 年 10 月 20 日までの期間について、事業所名「B C (事業主名)」において雇用保険に加入していたことが確認できることから、「B 事業所」に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、「総務関係の手続は担当に任せていたので、申立人の厚生年金保険への加入については全く分からない。」と回答している。

また、A 社の当時の総務担当者は、「A 社は、総務、経理及び企画機能を担当する本部組織の会社であり、店舗の『B 事業所』とは別組織にしていた。そのため、同社の社員は社会保険に加入したが、『B 事業所』に勤務する社員は、D 国民健康保険組合の国民健康保険に加入し、厚生年金保険には加入していない。」と証言しているところ、申立人は、平成 8 年 7 月 8 日から 10 年 11 月 10 日までの期間について同国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A 社において、厚生年金保険の加入記録があり、所在が確認できた従業員は、「A 社は事務部門（総務、経理、企画）所属の社員だけの会社で、店の従業員は除かれていた。『B 事業所』は、社長個人の店で国民健康保険のみの加入であった。」と証言している。

加えて、「B 事業所」は厚生年金保険の適用事業所ではなく、A 社に係るオンライン記録を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月18日から44年10月2日まで
昭和36年ごろ、勤務していたA社から夫と共に独立し、B事業所を立ち上げた。その後、40年1月18日に同社を母体にC社を設立し、以降、同社を閉鎖した45年11月までの間、継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を納めてきた。加入記録を見ると、申立期間の記録が無いが、納得できないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実娘の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。しかしながら、C社は既に解散しており、解散当時の事業主であった申立人の夫は、「当時の会社記録は一切残っていない。」と証言していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料を得ることはできなかった。

また、申立人は、C社を設立した際、夫と共に社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険への加入手続を行ったと主張しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の夫は、事業所名が変更された昭和40年1月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立人の資格取得日は44年10月2日であり、これは申立人の雇用保険の資格取得日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和44年9月まで、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 22 日から同年 10 月 30 日まで
昭和 62 年 9 月 22 日から同年 10 月 29 日までA社のBという部門で、期間従業員としてC作業に従事していた。年金手帳を受け取り、厚生年金保険の記録欄に、当該事業所名と申立期間が記載されているので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「所持する年金手帳の厚生年金保険の記録欄に、A社の事業所名と所在地のゴム印が押され、申立期間が被保険者期間として記載されていることから、申立期間に厚生年金保険に加入していたはずである。」と申し立てており、A社から提出された人事記録によると、申立人が申立期間において同社に「期間工」として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る給与の支給記録によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管する「厚生年金保険資格喪失者名簿」にも、申立人の氏名に係る記載は無い。

以上のことから、申立人が所持する年金手帳の被保険者期間に係る記載については、事業所による事務処理上の誤りであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで
② 平成 2 年 7 月 20 日から同年 11 月 21 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、標準報酬月額が引き下げられているが、基本給が下がることはないので、正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、同社に平成 2 年 11 月 20 日まで勤務し、厚生年金保険にも加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 62 年 3 月 23 日からA社に勤務しており、基本給は下がったことがないのに、昭和 63 年 10 月に標準報酬月額が、13 万 4,000 円から 12 万 6,000 円に引き下げられていると申し立てている。

しかしながら、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人の標準報酬月額が、昭和 63 年 10 月の定時決定において、12 万 6,000 円となっており、これはオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社の経理担当者は、「昭和 63 年 10 月の定時決定に標準報酬月額が引き下げられた理由は、申立人に係る同年 7 月分の給与が、残業時間等の減少に伴い減額になったことによるものである。」と回答している。

このほか、申立期間①について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、平成2年11月20日までA社に勤務していたので、資格喪失日は同年11月21日であると主張しているが、A社が保管している申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は同年7月20日とされており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間②のうち、平成2年7月21日からはB社において雇用保険に加入していることが確認できる。

なお、B社が加盟していたC厚生年金基金は、「申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成2年11月21日であり、当基金が代行して社会保険事務所（当時）に対して被保険者資格の取得日に係る届出を行った。」と回答しており、当時の同僚も、「B社では、入社後、しばらくの間は試用期間があり、試用期間を経過してから社会保険に加入させていた。」と証言していることから、同社においては、入社後一定の期間が経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考えられ、申立人が同社において入社と同時に厚生年金保険に加入していたとの証言等も得られなかった。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。